

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

**委員会記録簿**  
(開会中・閉会中)

委員会名	第14回 議会運営委員会		
開会日時	令和3年 5月 12日 午前 9時00分 開会		
	令和3年 5月 12日 午前 9時47分 閉会		
場所	第3委員会室		
出席者数	委員定数6名中 出席者5名		
出席委員	熊高 昌三	—	—
	山根 温子	大下 正幸	山本 優
	金行 哲昭	—	—
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
欠席委員	児玉 史則	—	—
説明のため 出席した者	職名	氏名	職名
	総務部長	行森 俊莊	総務課長
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—
	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	—
付議事件	1、議題 (1) 令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営について ① 提出案件について ② 会期及び日程について (2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて 2、その他		

### 3、経過

#### 【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の日程は、お手元に配付した日程のとおりである。

#### (1) 令和3年 第2回安芸高田市議会定例会の運営について

① 提出案件について

② 会期及び日程について

○熊高委員長

令和3年第2回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長

令和3年第2回定例会に上程を予定している議案13件、うち1件は補正予算を上程する予定としている。

詳細については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

ただ今の説明に対し、質疑はないか。

○金行委員

議案第42号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例について詳しく説明してほしい。

○内藤総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定数が決まっているが、これを上回る数の委員を置く場合は、条例で規定することとなっている。現在、市の条例では、教育長を含めて6名の委員で構成できるよう規定しているが、この度、教育長を含め5名の委員で構成するよう改めるため、基の法律が5名であり、当該法律により運用することから条例を廃止するものである。

○山根委員

財産区について、以前に整理され、議案第31号から35号まで提案されるが、向原についてはこの度上程しないのか。

○内藤総務課長

先般の全員協議会において、財産管理課より報告をさせていただいた。本市には9つの財産区があり、管理会を設置する8つの財産区と坂財産区がある。坂財産区は議会形式を採用することが決定しており、議会設置条例は地方自治法の規定により、広島県知事が議案提出者となり、現在上程の準備を進めている。今回は議案一覧に掲載していないが6月定例会には上程する。

○熊高委員長

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(会期及び日程について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和3年第2回 安芸高田市議会定例会の日程は、6月11日開会、6月28日閉会とし、会期を18日間とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、会期は18日間とする。

次回の議会運営委員会は6月4日を予定し、一般質問の締め切りは6月2日正午とする。

執行部からそのほかにないか。

(なし)

○熊高委員長

暫時休憩する。

休 憩 9:11

(執行部退席)

再 開 9:12

## (2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて

○熊高委員長

再開する。

安芸高田市議会の例規の見直しについてを議題とする。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

安芸高田市議会の例規の見直しについて検討資料を用意している。会議規則については、全国市議会議長会通知より標準市議会会議規則の一部改正に伴うものや独自で改正すべきものである。また、傍聴規則の見直しについては、昨今の情勢に基づいた改正が必要ではないかとのことから検討資料として用意したものである。

詳細については、次長が説明する。

(資料:「安芸高田市議会の例規の見直しに関する検討資料」ほか資料について説明)

意見はないか。

全員協議会に諮ってすすめていくと理解してよいか。

皆の意見を聞きながら、全員協議会に出していく、最終的には6月4日の議会運営委員会で一定の方向性が出ればと考えている。まずはこの場で検討いただき、よければ20日の全員協議会で皆の意見を聞く場を持ちたいと思う。検討いただきたい。

暫時休憩する。

休 憩 9:26

再 開 9:43

○熊高委員長

再開する。

会議規則の見直しについて意見はなかったので、これを全議員に提案することとする。傍聴規則・規程の見直しについては、傍聴の受付は、基本的には住所・氏名・年齢は削除の方向としたい。

ただしコロナ対策での記載をお願いする。傍聴券は、首かけの物を配布することとし、配布資料にはこのような事項を追加したものを用意したい。入場制限はこれでよい。傍聴人の守るべき事項については、該当箇所以外の条文も資料に分かりやすく追加記載してほしい。録音等について、シャッター音の意見もあったのでそこを検討していただきたい。以上を全員協議会に提案することとする。

これに異議はないか。

(異議なし)

ただし、全員協議会当日に資料を配るのではなく、できれば事前に送付したい。また、私と事務局とで資料に追加する事項も併せて協議したいと思うがよいか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

ほかに意見はあるか。

(意見なし)

全議員に資料を配布し、それを以て 20 日の全員協議会に報告し皆の意見を聞き、可能であれば 1 週間前の議会運営委員会までに一定の方向を決めたい。

これに異議はないか。

(異議なし)

## 2 その他

○熊高委員長

他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

(なし)

他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 9：47】

安芸高田市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長